

献 辞

矢野達雄先生は、定年後の再雇用期間満了により2019年3月末をもって本学を退職され、本学名誉教授の称号を授与されることになりました。長年にわたる先生の研究のご業績に敬意を表するとともに本学における教育と大学運営へのご貢献に感謝の意を表するために謹んで本号を献呈いたします。

矢野先生は、大阪大学法学部をご卒業後、同大学大学院法学研究科で研究を進められ、1980年に愛媛大学法文学部に着任されました。同大学で27年間にわたり教育研究に携わられ、2007年3月に同大学を退職された後（愛媛大学名誉教授）、同年4月に本学に着任されました。それから12年間にわたり本学においても活発に研究活動が続けられるとともに、教育の面でも、日本法制史と法社会学を担当されて法律学科主専攻科目の基礎法分野を支えられ、また、共通教育科目である日本史と教養講義（日本近現代史）を担当されて全学の教育にもご尽力いただきました。さらに、本学大学院法学研究科では法制史研究、研究指導（法制史研究）を担当されました。また、本学大学院法学研究科長を2014年4月から2016年3月まで務められ、大学運営にも貢献していただきました。

先生のご研究は、入会権、土地法史、労働法史など多岐にわたるものです。このように視野が広く、行動的で、かつ、真摯な研究活動を簡潔に紹介することは至難のわざです。そこで、先生の言葉をお借りして、先生のご業績は「どんな学問もそうだが、とくに社会科学においては、外来の理論をそのまま日本に当てはめても、ぴったりした成果は得られない。日本の法現象を分析するには、出来合いの理論ではなく、調査の上で練り鍛えられた目で分析するしかない。また、中央ばかりに目を向けていては、地方をとりまく現状を十分に理解することはできない。地域に密着して、足元を見つめ直すことが必要なのではないだろうか。」（『法と地域と歴史と』「はしがき」より）という研究姿勢が見事に具現化されたものである、と表現させていただくことをお許しください。

先生が代表をされている広島修道大学「明治期の法と裁判」研究会による中国地方を中心とする明治期の裁判記録の分析の成果が修道法学に続々と掲載されていることは法学部にとって誇るべきものでしょう。さらに、先生が、マンガを利用した法学入門書を出版されるなど教育の面でも創意

工夫をされてきたことも特筆すべきことのように思われます。

このように研究面のみならず教育面においても先生の存在は大きなものであり、ご退職は誠に残念なことです。今後も研究会などを通じてなお一層のご指導を賜りますようお願い申し上げます。

先生におかれましては、今後ともご健康に留意され、ますます活発な研究活動を続けられますよう祈念しております。

法学部長 上 谷 均